

宮古地域における海面の調和的利用に関する指針（ガイドライン）

宮古地域における調和のとれた有益な海面利用を図るため、(1)漁業者においては、海面利用に対する国民的ニーズが多様化している状況を踏まえ、地域発展のため、他の海面利用者との共存共栄を図る姿勢で対応すること。(2)ダイビング案内事業及びシュノーケリング案内事業（以下「観光ダイビング事業」という。）観光ダイビング事業者においては、当該海域が漁場として伝統的に利用されてきたという歴史的経緯を踏まえ、漁業活動に支障を及ぼすことがないよう留意するとともに、水産資源の保護、水産業の振興に協力すること。

このことを実効あらしめるため、下記のとおり宮古地域における海面利用指針を定め、これに留意して、各観光ダイビング事業者は三漁協と「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」を締結することとする。

1 潜水海域、潜水禁止時期及び事前調整の設定

海面利用にあたって、漁業とダイビング等との競合をさけるため、潜水海域及び潜水禁止時期を設定する。

2 潜水海域の利用の留意事項

以下の(1)～(6)の事項について観光ダイビング事業者は、留意すること。

- (1) 潜水海域の利用にあたっては、漁業者の漁業活動に支障が生じないようにするとともに海面利用指針、漁業関係法令及び沖縄県漁業調整規則を遵守する。
- (2) 観光ダイビング事業者は、沖縄県漁業調整規則及び沖縄県エコツーリズムガイドラインを遵守し、ダイビング客には水産動植物の採捕は行わせないこと。
- (3) 生死を問わず、折れたサンゴや貝殻なども持ち帰らせないこと。
死骸であっても他の生物に利用されるなど、生態系においてそれぞれの役割がある。巻き貝類は生死の判別が難しいことがある。巻き貝類の死骸は、ヤドカリが入っているか否かを確認しづらいことが多い。サンゴや貝の死亡が採捕の前か後か確認することが困難なことがあって、漁業者や第三者から見て不要な誤解を受ける恐れがあることを認識すること。
- (4) (1)～(3)については、ショップ内への掲示、海域での案内時にも十分説明し周知徹底を図ること。違反者に対して事業者は、法律違反の未然防止を図るためにも指導すること。
- (5) ガイドダイバーは、観光ダイビング案内時には、潜水者の安全監視に専念し、鉋突きや採貝など一切の漁業活動を行わないこと。
- (6) 宮古地域には、他府県では見られない操業形態として、リーフ上と周辺の浅瀬で行われる追込網漁（アギヤー）や網掛け網、鉋突き、曳き縄、一本釣などがある。また、漁獲対象の魚類やイカ類などは、産卵のためサンゴ礁と周辺の浅瀬に蟄集する時期がある潜水海域の利用にあたっては、漁業活動やサンゴ礁生物の産卵蟄集の妨げにならないような配慮が必要である。宮古地域の独特な漁業種類と操業形態、サンゴ礁生物の生態などを良く理解するよう努めること。

3 係留索の利用時の留意事項

- (1) 潜水者の危険予防とアンカリングによるサンゴ破壊を避けるため、潜水海域では原則として、漁協の同意を得て敷設された係留索（以下「ダイビングブイ」という。）を使用すること。
- (2) 潜水海域においては、繰り返しアンカリングを行うと、海底地形が変化し、海洋環境や景観が著しく損なわれるので、海底が岩盤や砂地であってもダイビングブイを利用すること。
- (3) 潜水海域へのダイビングブイの敷設方法は、曳き縄の漁業活動と船舶の航行に支障がないよう行うこととし、ダイビングブイ浮体部の水深は、干潮時に海面下2 m以上は確保すること。
- (4) シュノーケル案内を行う海域は、水深が浅く、場所によっては干出するところもあるので、ダイビングブイを海面に敷設する方法については、三漁協と事前に協議すること。
- (5) 食事の際は、漁協が休憩用として承認して敷設された休憩用ブイを使用すること。
- (6) 混雑が想定されるような潜水ポイントについては、ダイビング事業者間で連絡を取り合って、調和的な海面利用に努めること。
- (7) 潜水海域においては、他のダイビング事業者との競合を避けるため原則として、休憩時にはダイビングブイの利用を控えること。

- (8) ダイビングブイの強度、敷設した海底地形の形状や海況並びに潜水海域の環境への負荷（過剰利用）を考慮し、1本のダイビングブイへ多数の船舶を同時に係留することは極力避けること。

4 スキューバダイビング案内時の留意事項

- (1) 船舶から離れたところでの浮上は危険である。また、漁業操業への妨げになる場合があるので、潜行・浮上する際は原則としてダイビングブイを利用するか自船近くにする。
- (2) 緊急浮上する際の潜水者の安全確保のため、膨張式フロート（シグナルフロートなど）及びホイッスルを携帯すること。

5 シュノーケリング案内時の留意事項

- (1) 船舶からむやみに離れて広範囲を遊泳すると、他の船舶の航行への支障・漁業活動への妨げとなる場合があること、安全監視上も必要であることから、船舶の近くで泳がせることとする。広範囲を遊泳させる場合は、船舶を移動させ他の係留索につなぎ直して対応すること。
- (2) シュノーケル遊泳者には、ライフジャケットやウエットスーツなど浮力のある着衣を着用させること。
- (3) シュノーケルを安全に楽しめるようにするため、バディシステムを組んで仲間と一緒に泳がせること。
- (4) 溺れた遊泳者を救助して蘇生に成功するには、数分間で蘇生成功率が著しく低下するので、救助できる船からの距離は、波のない良好な状態であっても、約20～30mが限界であることを認識しておくこと。
- (5) 初心者や技術未熟者を案内する場合、船上での監視員のほか、海面にもスタッフを配置させ、緊急時に迅速に対応できるようにすること。

6 船舶の航行時の留意事項

以下の(1)～(4)の事項について観光ダイビング事業者は留意すること。

- (1) リーフ上と周辺の浅瀬では、潮の干満に反応して魚類が蟄集してくる。それを待ち構えて操業する漁業種類として、網掛網（小型の追込網漁）や銚突き、一本釣り、曳き縄などがある。リーフ上とその周辺の浅瀬を船舶が航走すると、魚類がその音に驚き逃げてしまったり、怯えてしまって、漁業活動の妨げになる場合があるので原則として、船舶はリーフ上と周辺の浅瀬を避けて航走させること。
- (2) リーフ周辺の浅瀬での急な発進と減速は、魚類やイカ類が大きなスクリー音に驚いて逃げたり、怯えたりして、漁業操業の妨げになる場合がある。潜水海域や浅瀬に接近したり離れるときには、原則として引き波を立てない徐行スピードで操船すること。
- (3) 停船している船舶を見かけたら、できるだけ離れて航走するか減速すること。
- (4) 漁業者が操業の準備をしているとき、あるいは操業中の漁船及びダイビングフラッグを掲げて停泊している船舶に対しては、他の船舶は接近することがないようにすること。やむを得ず接近してしまった場合は、徐行スピードで静かに離れること。

7 協力体制

三漁協と観光ダイビング事業者は、相互理解と協力により水産業の振興及び観光ダイビング事業の振興等、地域の発展並びに漁業経営の安定等に寄与するため、積極的な協力体制を確立する。

8 環境の保全と持続的利用

- (1) 観光ダイビング事業者は、ダイビング客に対して、足ヒレによるサンゴや岩盤への接触
- (2) 海底の石などを裏返して観察した場合は元の状態に戻す。サンゴや小動物には触れないようにすること。
- (3) 魚類等に餌付けを行わないこと。餌付けは生物の行動生態を変化させるだけでなく、飼料の供給を増やすことになるので食物連鎖のバランスを崩す恐れがある。また、加工品・未加工品を問わず本来の食性と異なる飼料を与えることは、それを摂餌した魚類等の生理や成長、繁殖等に悪影響を及ぼす恐れがあることを認識すること。
- (4) ゴミは捨てないこと。船内は風で物が飛ばないように対策をすること。ビニール袋、紙などを船内に持ち込む場合でも、蓋付き容器に収納するなどの対策を講じること。
- (5) 海岸・海底のゴミの撤去には、漁場保全と地域的な意識啓発を兼ねて、漁業者や観光ダイビング事業者のほか、観光関連事業者など海面利用に関係する団体等が協力して取り

組む。またゴミ等の回収や処分が難しいことがあるので、行政あるいは廃棄物処理業者等と事前に調整すること。

9 観光ダイビング事業者の育成及び、宮古ダイビング観光の振興

- (1) 観光ダイビング事業者同士の交流、安全対策、海面利用ルールの普及・啓発、観光ダイビング事業の発展のため、各観光ダイビング事業者は事業組合に加入し組織的な活動を展開するよう務めること。
- (2) 観光ダイビング事業者の組織化を促進させるため、各事業組合は新規加入を促すよう条件を整備するよう務める。
- (3) 観光ダイビング事業者は、水上安全条例に基づくマル優制度が受けられるよう務め遊泳者の安全と信頼の確保、宮古観光の振興を目指すものとする。
- (4) ダイビング事故防止訓練を積極的に推進すること。
- (5) 観光関連事業者は、マル優制度の普及への協力及び、ガイドラインに関する情報の提供、広報に積極的に務めること。

10 ガイドラインに関する疑義

ガイドラインに関して疑義が生じた場合は、速やかに宮古地区海面利用協議会を開催する。

平成19年 2 月16日
宮古地区海面利用協議会